

消費者トラブルにご注意！

◎マルチ商法

～お金はもちろん、大切な友人を失うことも～

マルチ商法って？

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。



実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させたりと、非常に問題の起りやすい取引形態です。



友人や親類との関係が壊れてしまうケースも少なくないでござる！

一の巻 高校時代の友人に「食事に行こう」と誘われて…

ところで、良いバイトがあるんだけど…

この後説明会もあるんだ

やってみようかな

落とし穴 「食事」や「会合」など、本来の目的を隠しての勧誘が多い。

落とし穴 商品購入の際、事業者からお金を借りよう勧められることも。

勧誘時の話とは違い、まったく儲からない…

借金

残ったのは商品の在庫と借金だけ…

二の巻 叔母の誘いで化粧品サロンの無料体験に行って…

この美容器具買いませんか？

叔母にはお世話になってるし断りにくいわ…

ちょっと高いけど、紹介者を集めれば紹介料でたくさん稼げるのよ

じ、じゃあ買います…

落とし穴 身近な人からの勧誘だと断りにくく、契約してしまうという傾向も。

こんなに高いもの買わなかった…

10000

10000

はあ

紹介する人も見つからないし…

三の巻 知人から電話がかかってくる…

事業に投資しないかい？

人を紹介すれば出資による配当の他に紹介料が受け取れるし

それは良い！投資するよ

よし、配当が振り込まれているな

落とし穴 はじめは配当が振り込まれることで信用してしまおう。

友人にもどんどん紹介しよう

最初の数ヶ月で振り込みは停止。

その後には事業者と連絡がつかない…

「いいバイトがある」「簡単に儲かる」といった甘い話はありません！

話の内容が怪しいと感じたり、万が一トラブルに遭ってしまったら、一人で悩まず**消費生活センター**に相談しましょう。

ポイント👉

- ◎自分自身で抱え込まない！
- ◎事態を放っておかない！
- ◎困ったら消費生活センターに相談！

どんな些細なことでも構いません。「おかしいな」と思ったら連絡を！

草加市消費生活センター

電話 048-941-6111

FAX 048-941-6157

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00

(祝日、年末年始を除く)

ご存知ですか？成年年齢引き下げ

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。もう一度確認しましょう。

【18歳からできること】

- 親権者の同意なしでの契約
 - ・クレジットカードを作る
 - ・ローンを組む
 - ・携帯電話の契約
 - ・一人暮らしの賃貸契約
- 10年間有効パスポート取得など

【20歳のままのこと】

- 飲酒・喫煙
- 国民年金保険料の納付義務など

～新生活のトラブルには事前の備えが肝心です～

事例1 【水回りのトラブル】

☞あらかじめ指定工事店を自治体等のホームページで調べ、トラブルに備えておくことが大切です。

事例2 【鍵の紛失トラブル】

☞賃貸住宅での鍵の故障・紛失時の対応を大家や管理会社に確認することや、家族と合鍵の管理方法を明確化しておくことが大切です。

⇒業者から数十万の費用を請求される事例も！要注意！

草加市消費生活センター

～消費者トラブルで困ったら、まずは相談を～

消費者トラブルとは・・・

個人と事業者間での商品の購入や契約で生じたトラブルのこと

※個人同士、事業者同士の取引は対象外ですが、専門の相談窓口を案内します。



消費生活相談員が相談を受け、トラブル解決に向け助言やあっせん等を行っています。

(相談は原則電話で受け付けます)

電話 048-941-6111 または 188

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00

(祝日、年末年始を除く)

※草加市外にお住まいの方は「188」をダイヤルし、郵便番号を入力すると最寄りの消費相談窓口につながります。